

平成26年10月6日
最高管理責任者決定

星薬科大学不正防止対策の基本方針

学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程第4条第3項に基づき、不正防止に対応するため、「星薬科大学不正防止対策の基本方針」(以下「基本方針」という。)を以下のとおり策定する。

なお、基本方針の項目は、当初計画とし以後見直しを図るものとする。

【不正防止計画推進部署の設置】

学校法人星薬科大学は、研究費の不正防止計画を推進する部署として、最高管理責任者の下に不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

なお、推進室の室員は、最高管理責任者が指名する。

【基本方針】

- (1) 研究者の公的研究費に係る説明会参加を義務化する。
- (2) 物品の発注・納品確認を明確にする体制を整備する。
- (3) 賃金・謝金等に関する体制を整備する。
- (4) 旅費の支給に関する体制を整備する。
- (5) 不正行為を早期発見し是正する体制を整備する。
- (6) 不正防止に係る取組みについて外部へ公表する。
- (7) 研究者及び業者からの誓約書を徴取する。
- (8) 内部監査を実施する。
- (9) 不正発生に係る要因を分類し、不正防止計画の見直しを行う。

平成26年10月6日

統括管理責任者決定

「星薬科大学不正防止対策の基本方針」に基づく具体的な対策

星薬科大学不正防止対策の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため、「星薬科大学不正防止の具体的な対策」(以下「具体策」という。)を以下のとおり策定する。

- 1 研究者の公的研究費に係る説明会参加の義務化
公的研究費等説明会を複数回開催し、研究者に必ず1回は参加するよう義務化するとともに関係する制度と会計処理等についてより一層浸透させる。
- 2 物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備
発注体制の見直しを図るとともに見積もり合わせ等の手順を定めた取扱要項をイメージ図等で明確にし、研究者に周知徹底する。
また、教育研究上必要な物品の納品確認(検収)をこれまで以上に厳格に実施するため、検収体制を整備する。
- 3 賃金・謝金等に関する体制の整備
勤務実態のない賃金・謝金の請求や勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、事務局が勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。
- 4 旅費の支給に関する体制の整備
出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、出張の実態の把握に努める。
- 5 不正行為を早期発見し是正する体制の整備
物品の納品、支払請求等の公的研究費等の使用ルールに関する疑問点等に対応するための相談窓口を経理部に設置するとともに、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報窓口を総務部に設置して、不正行為の早期発見と是正に努める。
- 6 不正防止に係る取組みについて外部への公表
研究費の不正防止に係る取組みに関する本学の方針及び意思決定手続き等を本学のホームページにより外部に公表する。

7 研究者及び業者からの誓約書の徴取

公的研究費等を使用する研究者から誓約書の提出を義務付けるとともに物品等の納入に係る業者からも誓約書の提出を義務付ける。

8 内部監査の実施

内部監査部門は監事との連携はもとより、推進室と連携し、研究費の適正な運営・管理について実効性のある内部監査を実施する。

9 不正発生に係る要因を分類し、不正防止計画の見直し

不正を発生させる要因を本学全体に起因するもの及び個別教室・研究室に特有のもの等に分類した上で、具体的な不正防止の方策を検討し、基本方針の見直しに反映させる。